

令和5年度 育児休業明け入園予約のご案内

【第1期 受付期間】 令和4年10月18日(火) ～ 令和4年10月24日(月)

年 齢 (クラス)	西国立分園	たかのみち さいわい分園	たかのみち さかえ分園	入 園 月
0歳	2	1	3	令和5年5月～令和5年8月
1歳	3			令和5年5月～令和6年3月
2歳	5			

『令和5年度立川市
保育施設利用申込みのしおり』と
あわせてご覧ください！

受付窓口は立川市役所保育課です。
郵送での受付はできません。

【第2期 受付期間】 令和5年6月9日(金) ～ 令和5年6月15日(木)

年 齢 (クラス)	西国立分園	たかのみち さいわい分園	たかのみち さかえ分園	入 園 月
0歳	1	2	3	令和5年9月～令和6年3月

※第2期は0歳クラスのみ募集となります。

※マスに記入してある数字が募集人数です。(※人数は職員体制により変動することがあります。)

※年齢(クラス)は令和5年4月1日時点の年齢となります。



「育児休業明け入園予約制度」は、保護者がお子さんの1歳の誕生日の前日以降まで「育児休業などに関する法律」に基づく育児休業を取得し、復職に合わせて年度途中からの入園を希望する場合に、あらかじめ入園を予約しておくことで、安心して育児休業を取得していただき、子育てに専念できるようにすることを目的としています。

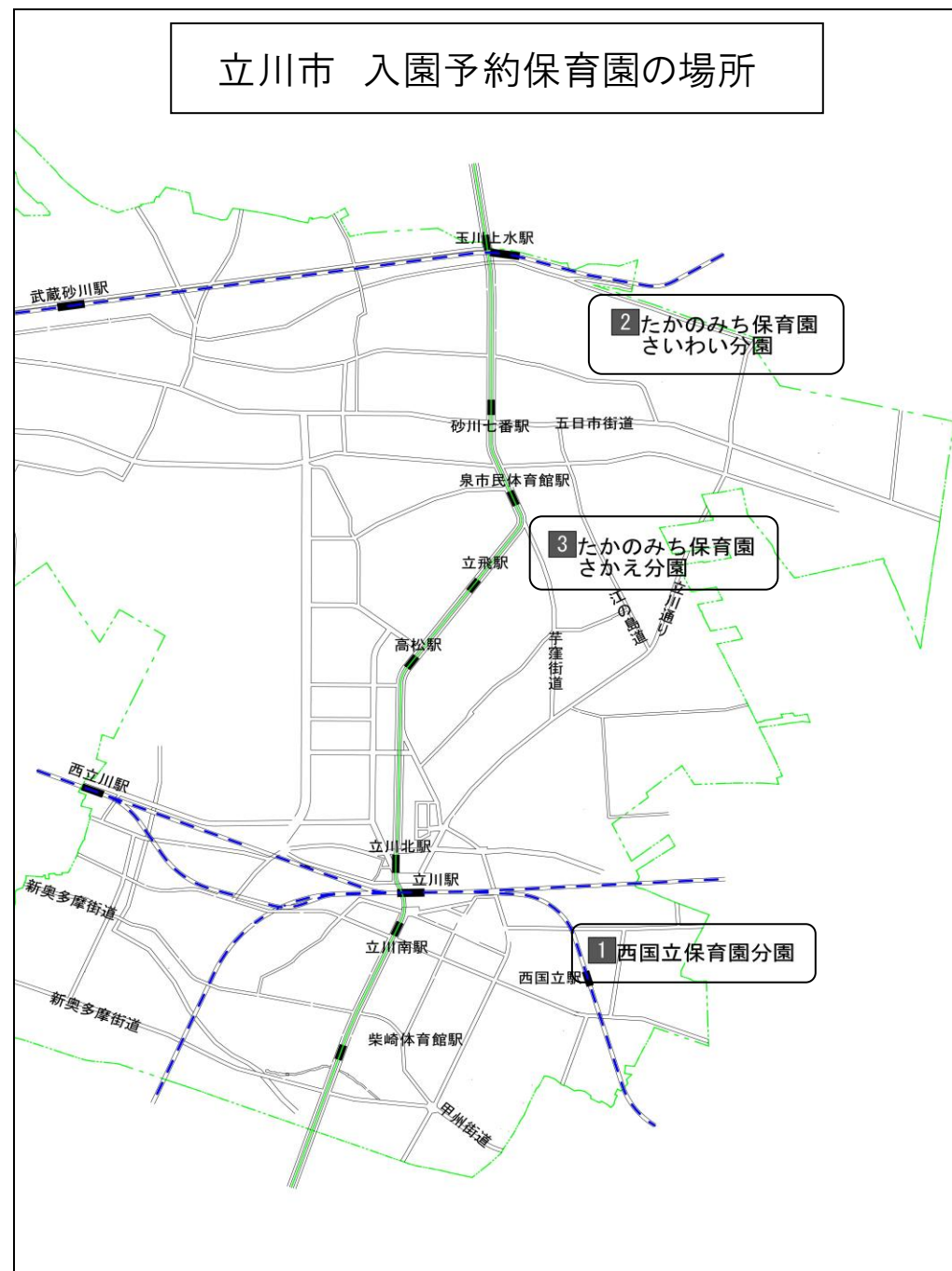
1.実施保育園

施設名	住所 電話	開所時間	標準時間	短時間
西国立保育園分園	羽衣町1-21-11 042-522-6249	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30
たかのみち保育園 さいわい分園	幸町5-111-4 042-537-0016	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	8:30～ 16:30
たかのみち保育園 さかえ分園	栄町6-13-1 042-537-0016	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30

2.申込みに必要な書類

- 育児休業明け入園予約申込書兼誓約書
- A1 令和5年度保育施設利用申込書
- 申し込みにかかる確認票(保護者1人につき1枚必要)
- B 父母の就労証明書

※立川市外にお住まいだった方は課税証明書が必要になる場合があります。
詳細は令和5年度立川市保育施設利用申込みのしおり8Pをご覧ください。



3. 申込みの要件(下記すべてに該当すること)

- 申込児童が、立川市に住民登録があり、現に居住していること。
- 保護者が産休から継続して、申込児童の1歳の誕生日の前日以降まで「育児休業等に関する法律」に基づく育児休業を取得すること。
- 保護者の復職時期に合わせて保育施設に入所すること。
- 保護者が、入園月翌月1日までに育児休業前と同様の就労条件で復職すること。

入所月	復職日
令和5年	5月 令和5年 5/1～6/1
	6月 令和5年 6/1～7/1
	7月 令和5年 7/1～8/1
	8月 令和5年 8/1～9/1
	9月 令和5年 9/1～10/1
	10月 令和5年 10/1～11/1
	11月 令和5年 11/1～12/1
	12月 令和5年 12/1～ 令和6年 1/1
令和6年	1月 令和6年 1/1～2/1
	2月 令和6年 2/1～3/1
	3月 令和6年 3/1～4/1

4. 申し込み時の注意事項

- 第1期と第2期の両方に申し込むことはできません。
- 復職日が1日の方は前月1日付、もしくは当月1日付、2日から末日までの方は当月1日付の申請ができます。期日までに復職されなかった場合、退園となります。
例) 6/1復職の方→5/1入園または6/1入園で申請可
6/2復職の方→6/1入園で申請可
- 予約入園者数が募集人数に満たなかった場合や、急な退園等で欠員が生じた場合は、通常入園児を受け入れます。

5. 利用調整結果について

第1期: 令和4年11月4日(金)発送
第2期: 令和5年6月下旬ごろ発送

※結果は郵便で発送します。

6. 利用が決定しなかった場合

○ 申込書で「予約入園以外の入所を希望する」を選んだ場合

自動的に通常申請へ切り替わります。

保育施設利用申込書の「保育の実施を希望する期間」にご記入いただいた月から利用調整の対象となります。

通常申請は、特に指定のない限り令和5年度中有効です。
希望施設の変更や家庭状況に変更が生じた場合、必ずご連絡ください。

○ 申込書で「予約入園以外の入所を希望しない」を選んだ場合

通常申請への切り替えはおこなわれません。

以降は、あらためて保育施設利用申込書をご提出いただかない限り、利用調整の対象となりません。



7.入園決定時の注意事項

- 予約入園は通常入園に優先して在籍枠を確保するものです。
入園決定後のキャンセル・変更はできません。
- 予約入園が決定した場合、通常入園の利用調整は対象外となります。
- 保育園に入所する前に市外へ転出した場合は、決定取り消しとなります。
- 2歳クラスで入園した場合を除き、入園月から6か月は転園できません。
- 申込み後に就労状況・家庭状況等の変更が生じた場合は、すみやかに保育課へお知らせください。
- 入園後は、必ず入園の翌月1日までに復職し、復職証明をご提出ください。

8.継続通園の手続き

入園予約の保育園は全て2歳クラスまでで卒園となります。

3歳クラス以降も保育園の利用を希望する場合は、転園申請が必要となります。

必ずしも、本園に決定するとは限りませんので、ご了承ください。

(お問合せ)

立川市保育課 入園認定係 電話:042-523-2111 内線1325~1328

Q1 入園予約の申請と通常入園の申請は同じ園に申し込みをしなければいけませんか？また申し込みをする月も一緒にしなければなりませんか？

A1 入園予約と通常入園はそれぞれ申請をしていただくため、同じ園に申し込む必要はありません。それぞれご希望の保育園をお申し込みください。申し込み月も、同じ月に申し込む必要はありません。

Q2 必要書類は入園予約用と通常申請用の書類が2枚ずつ必要ですか？

A2 必要ありません。世帯で1枚ずつご用意ください。

Q3 入園決定後、転職することは可能ですか？

A3 入園決定は提出いただいた書類をもとに決定しています。転職に関わらず就労時間、就労日数など状況が変わってしまうと入園取り消しになる可能性がありますので、状況が変わりそうな場合、至急保育課までご相談ください。

Q4 子どもがいつから申し込めるのか分かりません

A4

募集時期	クラス	お子さんの誕生日
第1期	0歳	令和4年4月2日～令和4年9月1日出生
	1歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日出生
	2歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日出生
第2期	0歳	令和4年4月2日～令和5年4月1日出生

例1)令和4年7月15日生まれのお子さん

→令和5年7月14日以降まで育児休業をとることが条件。

第1期の7月以降もしくは第2期申請可能、5月および6月は申請不可。

例2)令和4年7月1日生まれのお子さん

→令和5年6月30日以降まで育児休業をとることが条件。

第1期の6月以降もしくは第2期申請可能、5月は申請不可。

Q5 自営業です。自営業でも申し込みできますか？

A5 申し込みできません。育児休業に関する法律に則った育児休業をとられる方のみお申し込みいただけます。